

委員会提出議案第3号

県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年6月23日提出

提出者

産業建設委員会委員長 草川卓也

亀山市議会議長 岡本公秀様

別紙

県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書

## 県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書

J R 亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道が、事前に本市への意見照会もなく、三重県公安委員会において撤去の決定がなされました。市長から議会に、この件について遺憾に思っていること、また、令和7年5月14日付けで「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機撤去の撤回に関する要望」を提出したところ、令和7年6月18日に三重県警察本部長から、「信号機及び横断歩道の撤去は妥当である」との回答があったことの報告がありました。

当該交差点は、本市の玄関口である同駅へのアクセスを担う極めて重要な地点で、1日約9000台の通行があり、特に朝夕の通勤時間帯においては右折車両も多く、交通安全の観点からも信号機及び横断歩道の必要性は高いものであります。また、同駅周辺エリアは、再整備が進められており、地域の活性化、居住人口の増加、利便性の向上等を図ることにより、将来的には交通量や歩行者及び自転車の通行量の増加が見込まれるほか、地域公共交通である路線バスの発着点として、既に多くの市民や来訪者に利用されております。よって、当該交差点は、市内各地に伸びる交通ネットワークにおいて、重要な交差点であり、増加する交通需要に対して信号機による交通整理は不可欠であります。

これらのことから、本市の玄関口である同駅への主要なアクセスポイントにおける信号機及び横断歩道の撤去は、市民等の安全確保の根幹を揺るがしかねません。

また、警察庁の信号機設置の指針には「信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとする」とされているにも関わらず、本市及び地域住民への説明が著しく不足しています。さらに、撤去決定に至る過程がずさんであり、撤去について地域住民の理解が得られているとは言えません。

よって、信号機及び横断歩道撤去に係る決定については一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月23日

亀山市議会議長 岡 本 公 秀

三重県公安委員会委員長

志 田 幸 雄 様

三重県警察本部長

敦 澤 洋 司 様